

啓成小学校仮設空調設備賃貸借 仕様書

本仕様書は、啓成小学校へ空調設備を設置し、貸付し、その後の保守を行うとともに、賃貸借期間終了後は、空調設備を撤去するために必要な事項を定めたものである。

- 1 件名
啓成小学校仮設空調設備賃貸借
- 2 業務目的
関係法令を順守し、本仕様書に基づいて、啓成小学校に空調設備を仮設し整備することにより、児童等に望ましい学習・生活環境等を提供することを目的とする。
- 3 履行場所
米子市立啓成小学校（米子市博労町4丁目290番地）
- 4 設置期間（工事期間）
契約締結の日から令和2年3月31日まで
- 5 賃貸借期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
なお、令和2年度以降において、本件業務に係る予算が減額、又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除できるものとする。
- 6 撤去期間
賃貸借期間満了後速やかに
なお、期限の詳細については、発注者と受注者とで協議の上、定めるものとする。
- 7 設置場所
19教室（対象室は参考図参照）
- 8 賃貸借物件
新冷媒HFC（R410A又はR32）を採用する、高調波対策が施された電気ヒートポンプ式個別パッケージエアコン（室内機、室外機、冷媒管、ドレン管、操作線、個別有線リモコン等）及び、同エアコンを正常に稼働し得るために必要となる附属・関連設備一式
なお、賃貸借期間内においては、賃貸借物件を担保に供しないこと。
また、賃貸借物件には、動産総合保険等の損害保険を付保すること。
- 9 支払方法
前払いなし
月払い（毎月末払い）※令和2年4月から令和5年3月まで（36か月）
- 10 事前調査
事前調査が必要な場合は、教育委員会事務局教育総務課に連絡し確認をとった上、令和2年2月7日（金）までに行うものとする。

11 共通事項

- (1) 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、児童はもとより教職員等、学校関係者等利用者の安全確保に留意すること。
- (2) 敷地形状、校舎や対象室の配置に留意の上、適切な機器の選定、設置を行うこと。なお、使用するエネルギーは電気とすること。
- (3) 既存建築物への影響（騒音振動、温風、異臭等の発生等）を低減するよう配慮すること。
- (4) 業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、市内又は県内の業者との契約に努めること（優先順位は、市内、県内の順とする。）。但し、技術的な事情により施工することができる業者がない場合又は工程的に間に合わない等の特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 各種法令を順守すること。

12 設置に関する事項

- (1) 既存建築物等及び既存設備等の形状変更は最小限とする。
- (2) 機器の設置及び配管・配線工事等の作業を行う際は、危険防止対策を適切に行うこと。
- (3) 各種申請・届出等（これに伴う立会い等を含む。）を要する場合は、受注者において速やかに行うこと。これに係る費用は本業務に含めること。
- (4) 学校運営上支障のない範囲で、工事に必要な電気・水道を使用することができる。
- (5) 工事の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (6) 受注者は、騒音、振動、臭気、電波障害、粉塵及び交通渋滞等、近隣の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- (7) 対象室のうち通級教室のみ3馬力以上の能力を有する空調機器を選定し、その他の対象室は6馬力以上の能力を有する空調機器を選定すること。
- (8) 室内機は天吊型とする。但し、延焼のおそれがある部分として防火ガラスが設置されている対象室に限り、床置型とする。また、室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動するおそれがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を事前に講じることとし、供用開始後に誤作動した場合は、受注者において速やかに感知器の移設等の必要な措置を講じること。
- (9) 室外機は地上設置とし、樹脂製の架台を設けて据付すること。また、室外機は転倒防止対策及び防護ネット等の必要な措置を講じること。
- (10) 冷媒管、ドレン管及び操作線はテープ共巻きとし、規定長にて外壁にサドル止めすること。但し、耐震フレーム部はサドル止め以外の適切な方法により固定すること。
- (11) 屋外で使用するボルト等及び配管支持材等については、防食性に配慮すること。
- (12) 屋内外を問わず、児童はもとより教職員等、学校関係者等利用者の手の届く位置にある配管等については、耐久性及び耐衝撃性に留意すること。また、支持金物についても同様に留意すること。
- (13) ドレン配管は、校舎の現況をもとに検討した上、適切な勾配を確保し、逆勾配または凹凸部のないよう設置すること。
- (14) 配管等のコンクリート壁の貫通は、延焼のおそれがある部分として防火ガラスが設置されている対象室に限る。この場合、事前に鉄筋探査を実施した上で着手することとし、構造上の支障を生じさせないことはもとより、防火区画貫通処理を確実に施すこと。
- (15) 配管等が窓ガラスを貫通する場合は、アルミパネル等の金属パネルを取り付けて貫通させるとともに、窓が開かないよう対策を講じること。なお、サッシの改修にあたっては、教室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積の確保に配慮すること。

- (16) 配管等によって既設カーテンが全閉状態ととならなくなる場合は、教室内の適切な光環境の確保に配慮すること。
- (17) 校舎2階及び3階の屋外における施工には、仮設足場を設置すること。
- (18) 必要となる電気エネルギーは、仮設キュービクルを増設して供給対応すること。なお、仮設キュービクルは、既設キュービクルのLBS（高圧負荷開閉器）2次側から分岐・受電することとし、円滑かつ適切に接続すること。また、当該接続にあたり、既設キュービクルのLBSのPFヒューズ（既設G30A）のほか、構内引込柱のPAS（高圧気中開閉器）の取替え（既設100A）をもれなく対応すること。これらに係る費用すべては、本業務に含めること。
- (19) 仮設キュービクルの設置予定場所とする花壇において、支障となる卒業記念モニュメント2基は、同花壇内の支障とならない範囲に移設すること。同じく支障となる樹木のうちダイセンキャラボク1本は、グラウンド内の学校が別途指定する場所に移植すること。その他の樹木については、支障とならないよう適切に伐採・剪定すること。これらに係る費用すべては、本業務に含めること。
- (20) 電線等は、児童はもとより教職員等、学校関係者等利用者の身体に危険が及ばないよう、通行の妨げとならないよう、場所等に応じて架空又は埋設若しくは転がし等、配線方法を適切に選定し、安全かつ適切に敷設すること。
- (21) アスファルト舗装部に電線等を埋設する場合は、給食配送車両をはじめ通行車両等の支障とならないよう、同舗装部を掘削後は速やかにアスファルト舗装として復旧すること。これに係る費用は本業務に含めること。
- (22) 電線等を埋設する場合は、既設の埋設管路等が存在する場合には十分に注意すること。万が一、既設の埋設管路等を破損等した場合は、受注者において速やかに復旧すること。
- (23) 手元開閉器盤は、施錠できるよう鍵付きのものとすること。
- (24) 個別有線リモコンの配線は、樹脂製モールで保護し、操作部は学校が別途指定する場所に設置すること。

13 保守に関する事項

- (1) 機器設置後は、学校への取扱説明を実施すること。
- (2) 賃貸借期間内に、空調設備及び附属設備等の正常な機能を保持するため、保守、修理及び、点検を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合は、速やかに技術者を派遣し、修理、調整等を行い、正常な状態で使用することができるようにすること。

14 撤去に関する事項

- (1) 工事の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (2) 撤去等の際は、事前に発注者及び学校と十分調整を行った上で行うこと。
- (3) 賃貸借期間終了後、速やかに撤去し、場外に搬出し、原状復旧に努めること。

15 検査・引渡し

- (1) 受注者は、設置工事を完了し、発注者による検査に合格をした後、令和2年3月31日までに賃貸借物件の引渡しを行うこと。
- (2) 検査時及び引渡し後において、賃貸借物件が仕様書等に適合しないと認めた場合、又は不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補修等を行うこと。なお、これに係る経費は受注者の負担による。

16 疑義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、定めるものとする。

17 その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、本賃貸借の性質上必要と推測されるものは、受注者の責任において、誠実に対処しなければならない。